



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
総務監察課法制文書室

号外第 9 号 令和 7 年 3 月 1 5 日発行

目 次

は県例規集登載

【告示】

番 号	表 題	担当課名
1 2 8 の 2	漁獲量の総量が知事管理漁獲可能量を超え るおそれが著しく大きいと認める件	漁業管理調整課
1 4 4	徳島県薬物の濫用の防止に関する条例の規 定に基づき知事指定薬物の指定の効力が失 われた件	薬務課

徳島県告示等公告式規程（平成二十年徳島県告示第二百一十一号）第二条第二項ただし書の規定により、令和七年徳島県告示第二百二十八号の二を、令和七年三月十三日午後四時三十分に、徳島県庁正門前の掲示場に次のとおり掲示して広告した。

令和七年三月十五日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県告示第二百二十八号の二

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十四条第一項の規定による徳島県資源管理方針において定める徳島県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業に係るくろまぐろ（三十キログラム未満の小型魚に限る。以下同じ。）の漁獲量の総量が、令和六管理年度において同法第十六条第一項の規定により定めた知事管理漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認めるため、徳島県特定水産資源の採捕の停止に関する規則（令和二年徳島県規則第二百一号）第二条第一項の規定により告示する。

なお、この告示に係るくろまぐろの採捕をしてはならない期間は、令和七年三月十四日から同月三十一日までとする。

令和七年三月十三日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県告示第四百四十四号

徳島県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十四年徳島県条例第七十二号。以下「条例」という。）第十七条第一項の規定に基づき、知事指定薬物の指定の効力が失われたので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

令和七年三月十五日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 知事指定薬物の名称等

1 化学名 (ハR)・N・N・ジエチル・六・メチル・一・「三・(トリメチルシリル)プロパノイル」・九・十・ジデヒドロエルゴリン・八・カルボキシアミド（通称 一S・LSD）及びその塩類

2 化学名 N・メチル・N・プロピルトリプタミン（通称 MPT、Methylpropyltryptamine）及びその塩類

3 化学名 五・ニトロ・二・「(四・プロボキシフェニル)メチル」・一・「二・(ピロリジン・一・イル)エチル」・一H・ベンゾ「d」イミダゾール（通称 Protonitazepynone、N・Pyrrolidino protonitazene）及びその塩類

二 効力が失われた理由

一に掲げる知事指定薬物は、条例第二条第五号に掲げる薬物に該当するに至ったため効力が失われた日

令和七年三月十五日

三